

# 令和2年度『住宅取得支援事業』の

## 申請をお忘れなく

問 企画財政課企画係 ☎ 52・5803

現在、令和2年度後期分の各種住宅取得支援事業の申請を受け付けています。

申請受付期間は3月末までとなっていますが、取得した建物登記の完了後6か月以内に申請する必要がありますため、対象要件を満たす人で申請を行っていない人は、期間内での申請をお願いします。

### ■申請方法

企画財政課企画係での事前相談後、対象者に申請書類を配布します。



### ■子育て住まいる支援事業

町内に住宅を新築もしくは中古購入する人で、中学生以下の子どもを扶養している人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。

※加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。

### ■お帰りなさい!

#### 親元同居・近居住宅取得応援事業

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。

※住民異動により町外から町内に転入する場合は、基本交付額にさらに10万円分加算します。

※事業に該当するかなどの詳細はお問い合わせください。

## 令和3年度の縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の閲覧について

問 税務課資産税係 ☎ 52-5804

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

◇縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(土日、祝日を除く)

◇場所 税務課(⑧番窓口)

◇縦覧することができる人

・納税義務者

※課税されていない人はできません。

・納税義務者と同居している親族

・納税管理人

・納税義務者の代理人(委任状が必要)

◇必要なもの

・本人確認のできる書類など

(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)

・代理人の場合は委任状

◇縦覧内容

・土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、評価額など

・家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

など

### ■固定資産課税台帳の閲覧

◇閲覧期間 4月1日(木)～年間を通じて

午前8時30分～午後5時15分

(土日、祝日を除く)

◇場所 税務課(⑧番窓口)

◇閲覧することができる人

・納税義務者

・納税義務者と同居している親族

・納税管理人

・納税義務者の代理人(委任状が必要)

・借地、借家人など

※使用または受益の対象となる固定資産に限られます。

◇必要なもの

・本人確認のできる書類など

(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)

・代理人の場合は委任状

・借地・借家人などの場合は契約書などの権利関係を示す書類

◇閲覧内容

固定資産課税台帳に登録されている事項